

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
2 料金額  
2-11 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	アイ以外の場合	月額	308 円	——
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	102 円	——

新

料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
2 料金額  
2-11 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	アイ以外の場合	月額	913 円	——
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	285 円	——

附 則（平成25年4月24日東相制第13-0008号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年4月24日から実施し、平成25年4月1日に遡及して適用します。

（経過措置）

2 当社は、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-11（その他の機能）の表中第22欄に規定する波長多重機能の料金について、平成23年度に適用した網使用料と次に掲げる平成23年度の実績によって算定した精算用料金との差額に、平成23年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

区 分			単 位	料 金 額	備 考
波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	アイ以外の場合	月額	741 円	——
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	231 円	——